

仕 様 書

1 業務名

アイヌ文化交流センター設備保守管理業務

2 履行場所

札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯27番地）

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象施設等の概要

(1) 所在地等

所在地 札幌市南区小金湯27番地
竣工 平成14年11月
延床面積 2,567m²
来館者数 38,907人／年（令和6年度実績）

(2) 関係参考資料

施設図面（空調設備） 別紙のとおり

5 業務目的及び概要

本業務は、上記4の施設に設置されている空調、衛生設備等の機能保守及び円滑な運転確保と保安等を図ることを目的とする。

本業務の仕様は本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書（国交省）による。

また、仕様書と現地の状況に相違が生じた場合、及び天候その他不可抗力等による業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

6 業務内容

(1) 対象設備及び管理項目

ア 暖房用設備(RKV-F250K(前田鉄工所製))保守管理
イ 貯水槽(槽数2、11.6m³、FRP製)清掃
ウ 地下タンク(4000リットル、灯油)漏洩検査

(2) 実施回数・期間

別紙「業務内容及び実施回数」のとおりとする。

定期点検については、次の各期間において1回、偶数月に実施することとし、定期点検以外は別紙に定める期間とする。

- 1回目 令和8年4月から令和8年5月まで
- 2回目 令和8年6月から令和8年7月まで
- 3回目 令和8年8月から令和8年9月まで
- 4回目 令和8年10月から令和8年11月まで
- 5回目 令和8年12月から令和9年1月まで
- 6回目 令和9年2月から令和9年3月まで

これらに加え、突発故障時、委託者より通知があった場合は、速やかに技術者を派遣し状況を確認すること。

(3) 記録及び報告

受託者は、本仕様書に定める業務を行った結果を速やかに記録し、文書にて報告すること。なお、緊急を要するものについては直ちに記録、報告するものとする。

7 提出書類

(1) 契約時

契約後、速やかに以下の書類を提出すること。また、内容に変更のあった場合は直ちに変更届を提出すること。（様式任意）

ア 年間実施計画

(2) その他

隔月ごとに、指定期日までに以下の書類を提出すること。

ア 業務報告書

イ 完了届

8 契約金額の支払い

上記7(2)の提出後、委託者の検査終了後に支払う。（計6回）

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。
- (2) 業務実施日時については、事前に委託者の承認を受けること。
- (3) 業務を遂行するために必要な機具及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (4) 業務の履行に際し、業務に関する法律等関係法令を遵守しを行うこと。
- (5) 必要な安全管理を行い、業務員の事故防止に注意するとともに、受託者は受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等に対する一切の責任を負うこと。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物または劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。
- (7) 本業務で知り得た施設内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (8) 本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

10 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

TEL：011-211-2277 メール：ainushisaku@city.sapporo.jp

業務内容及び実施回数

業務項目	内容	回数	実施予定月
(1)暖房用設備保守管理業務			
1 定期点検			
A 温水ヒーター本体 (RKV-F250K(前田鉄工所製))	ボイラー本体の異音・振動 ボイラ外部の汚れ 付属配管の損傷・漏れ 保安装置の異常 バーナ燃料供給系統の異常 バーナ燃料状態		
B 付属設備	煙道及び煙突の損傷・詰まり 燃料サービスタンク・付属設備の油漏れ 温水ヘッターの損傷・漏れ 循環ポンプの異常	1回/2ヶ月	偶数月
C 空調機	異音・振動		
D 給水系	受水槽外部の漏れ等異音 給水加圧ポンプの異常		
E 空調機械グリスアップ	グリスアップ		
2 温水ヒーター炉内清掃	清掃	1回/年	6~7月
3 空調・ファンコンベクター・吸気口等フィルター	清掃	1回/年	10~11月
4 貯湯槽清掃業務(1.5m ³)	清掃	1回/年	6~7月
(2) 貯水槽清掃業務			
貯水槽 (槽数2、11.6m ³ 、FRP製)	清掃		6~7月
	水質検査	1回/年	6~7月
	法定検査		6~7月
(3) 地下タンク漏洩検査			
地下タンク (4000リットル、灯油)	法定検査 点検周期(1年以内に1回(月末までに実施))	1回/年	6月